

**南会津地域での生活体験等実施業務委託企画プロポーザル
質問への回答**

令和 6 年 5 月 20 日
福島県南会津地方振興局

No.	項目	質問	回答
1	事業実施体制について	合同会社やNPO法人等との共同申請（JV共同企業体）は可能か。	可能です。 なお、共同企業体（JV）による申請の場合、提出書類等の取扱いは、以下のとおりとします。 ○実施要領「7 企画提案書等の提出」の「（3）提出書類」について ・オ、キ及びクについては、すべての構成員について提出すること。 ・ア～クの書類に加え、「共同企業構成員表（別紙1）」及び「共同企業体であることの証明書（別紙2又はこれに準じたもの）の写し」を提出すること。
2	基本体験プログラムについて	参加希望者は基本体験プログラムを選択しなければならないか。また、オーダーメイドの体験でも良いか。	基本体験プログラムの選択は、必須ではありません。 参加希望者の要望に応じ、カスタマイズ又はフルオーダーメイド体験が可能です。
3	滞在期間について	「生活体験者の体験日数は2泊3日の滞在を下限とし、累計2週間を上限とする。」ということだが、最長14泊分ということが良いか。	体験日数が2週間（14日間）であり、宿泊は最長で13泊分になります。 なお、滞在下限の2泊3日を同一の人が複数回利用する場合、累計泊数は8泊分になります。（2泊3日を4回）
4	居住施設について	滞在期間中に居住可能な施設というのはホテルやキャンプ場など、参加希望者の自由で良いか。また受託者は滞在期間中に居住可能な施設の紹介のみで良いか。	生活体験期間中の居住可能な施設等は生活体験者の自由とし、各自で予約していただくこととしております。滞在期間中に居住可能な施設一覧を作成し、生活体験者に提供してください。 なお、生活体験者から相談等があれば、対応してください。
5	勉強会について	オンライン形式での開催でも良いか。	開催形式の指定はありません。勉強会等の効果がより得られる手法を提案してください。 ただし、オンラインで開催する場合には、受託者は発注者と同じ会場に対応してください。